○ポスターの提出について

「ポスター内容申請」のフォームを 10/25 までに提出し、掲載を許可する旨のメールが届き次第、ポスターを印刷し、実行委員会までご提出ください。印刷したポスターの提出期限は10/31 の 20 時までとします。提出の際は学祭室(課外活動施設 I 417 号室)まで印刷したポスターを持参して提出してください。可能な限り事前にメールにて提出する日時をお伝えしていただけると幸いです。万が一実行委員が不在の場合は、改めて提出願います。

注意事項は以下の通りです。

- ・ポスターのサイズはA3サイズ以下
- ●1つの企画団体が提出できるポスターは3枚まで
- 複数種類のポスターを作成した場合でも1つの企画団体あたり3枚まで
- 提出時に ID・企画団体名を確認するとともに提出者にサインをいただきます
- 実行委員会に許可を得て掲示していることを示すために、表面に実行委員会がシールを貼る(貼る場所の希望がある場合は提出時にお伝えください)
- ラミネート可(ラミネートした状態で提出してください)
- ●後述の「ポスターの内容について」の条件を満たしている場合にのみ申請を許可する

○ポスターの内容について

ポスターの内容は申請内容をもとに実行委員会で許可を出すか判断させていただきます。 申請を却下されるようなポスターの内容の例は以下のようなものが挙げられます。

- 特定の政治・宗教に関わるもの、その他公序良俗に反するような内容
- 九大祭の企画についての宣伝が少なく、部員の募集や今後のイベント告知などが主である もの(掲載内容の**半分以上**は九大祭の関する内容である必要があります)
- 企業や外部団体の宣伝が入っているもの(企業や外部団体の宣伝が入る場合は実行委員会への申請・許可が必要な行為に該当するので、一律却下ではない)
- 著作権関係で疑義があるもの(申請時に著作権元から許可を受けたこととそれを示す書面などを提出してください)
- ●QR コードなどが掲載されているもの
- その他九大祭趣旨や方針、各種規約に反するものや九大祭内での掲示物として実行委 員会が不適切と判断したもの

ただし、上記に該当しないことが許可を出すことを意味するのではなく、個々の申請について実行委員会で審議いたします。早めの申請をお願いいたします。

○ポスターの掲示について

実行委員会にご提出していただいたポスターは委員準備日・準備日に実行委員会の方で貼らせていただきます。

注意事項は以下の通りです。

- 貼る場所は大学から許可された箇所のうち、企画団体の割り当て場所付近
- ●グラウンド企画の団体は体育館付近
- ●ステージ企画は館内企画、テント企画と同様のポスター掲示場所
- 万が一ポスターが剥がれていた場合は自団体・他団体問わず実行委員会まで届け出る こと(実行委員会で張り直す)